湖西市告示第193号

湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 10 月 1 日

湖西市長　田内　浩之

湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条　市長は、中学生のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保を図り、もってスポーツ・文化芸術活動の振興に寄与するため、湖西市認定地域クラブに対し、予算の範囲内において湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、湖西市補助金等交付規則（昭和51年湖西市規則第18号。第12条において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　湖西市認定地域クラブ　中学生を対象としたスポーツ・文化芸術活動（中学校の部活動を除く。以下「地域クラブ活動」という。）を行う団体であって、湖西市教育委員会に認定されたものをいう。

(2)　指導者　湖西市認定地域クラブの指導者であって、湖西市教育委員会が主催し、又は指定する指導者研修会を受講したものをいう。

（補助対象経費）

第3条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1左欄に掲げる費目の区分に応じ、同表右欄に定める経費（土曜日及び日曜日（次条第2号アにおいて「休日」という。）の地域クラブ活動に要するものに限る。）とする。

（補助金の額）

第4条　補助金の額は、次に掲げる額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のうちいずれか低い額とする。

(1)　補助対象経費（補助金の交付を受けようとする年度において湖西市認定地域クラブとして地域クラブ活動を開始する日から当該年度の2月末日までの期間

（以下「補助対象期間」という。）に要するものに限る。次号において同じ。）の総額の２分の１の額

(2)　補助対象経費の総額から次に掲げる収入（補助対象期間内に収入するものに限る。）の総額及び保険料（補助対象期間内に支出するものに限る。）の額を控除した額

ア　参加費（休日における地域クラブ活動に係るものに限る。）

イ　入会費

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、受益者負担に係る収入

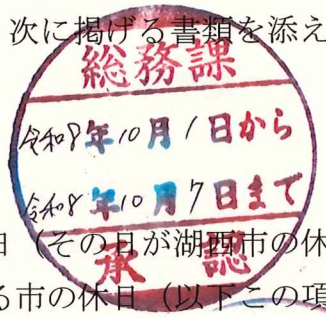
(3)　別表第２に掲げる補助基準額に補助対象期間の月数を 11 で除した数を乗じて得た額

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする湖西市認定地域クラブは、湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

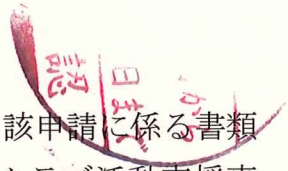
(1)　活動計画書

(2)　収支予算書



２　前項の規定による申請は、前条第１号の年度の５月末日（その日が湖西市の休日を定める条例（平成２年湖西市条例第 12 号）に規定する市の休日（以下この項及び第９条において「市の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い市の休日でない日）までに行うものとする。

３　補助金の申請は、１年度につき１回とする。



（交付決定）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を決定したときは、湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（概算払）

第７条　前条の規定により交付の決定を受けたもの（以下「交付決定団体」という。）は、補助金の交付の決定を受けた額の６割以内の額について、概算払を受けることができる。この場合において、当該概算払を受けようとする交付決定団体は、湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金概算払請求書（様式第３号）により、市長に概算払を請求するものとする。

２　市長は、前項後段の規定による請求があった場合は、その内容を精査し、適当であると認めたときは、概算払承認通知書(様式第４号)により交付決定団体に通知をし、当該通知をした日から 30 日以内に当該請求のあった額を支払うものとする。

（計画変更の承認等）

第8条　交付決定団体は、補助事業（補助金の交付の対象となる地域クラブ活動をいう。以下同じ。）の内容を変更するとき（補助金の額に変更が生じるときに限る。）は、湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）により、市長に申請するものとする。

2　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、同項の規定による変更を承認するときは、湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請をした交付決定団体に通知するものとする。

（実績報告）

第9条　交付決定団体は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日（その日が市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日）までに、湖西市認定地域クラブ活動支援事業完了報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告するものとする。

(1)　活動報告書

(2)　収支決算書

(3)　領収書の写し

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第10条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、当該報告をした交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条　前条の規定による通知を受けた交付決定団体は、湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金請求書（様式第9号）により、市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の返還命令）

第12条　規則第16条第1項又は第2項の規定により補助金の交付の決定の取消しをした場合における当該取消しに係る部分に関し既に交付されている補助金の返還のための規則第17条の別に定める命令書は、湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金返還命令書（様式第10号）とする。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。

別表第1（第3条関係）

費目	補助対象経費
人件費	地域クラブ活動に従事する者の給料、手当その他の作業時間の対価
諸謝金	指導者、外部指導者又は地域クラブ活動で行う講演、研修等の講師に支払う謝礼
旅費・交通費	指導者、外部指導者、地域クラブ活動で行う講演、研修等の講師、湖西市認定地域クラブの代表者、地域クラブ活動において生徒を引率する保護者等に対する交通費
通信運搬費	地域クラブ活動に必要な郵便料金、宅配便料金、インターネット接続料金等
印刷製本費	地域クラブ活動に必要なパンフレット、ちらし、報告書等の印刷又は製本に要する経費
会議費	地域クラブ活動に必要な会議等における飲食費
備品費	地域クラブ活動において1年以上継続して使用する物品の取得費用であって、その額が10万円以上のもの
消耗品費	地域クラブ活動を行うために必要な物品の取得費用であって、備品費に属さないもの
借料及び損料	施設や物品の借用に要する経費
保険料	地域クラブ活動に係る生徒又は指導者の傷害保険、地域クラブ活動を行う上で必要となる賠償責任保険その他の保険の保険料
委託費	地域クラブ活動に係る役務のうち、専門性又は効率性の観点から外部に委託する経費
雑役務費	連絡網アプリ利用料等その他の費目に含まれない経費

備考　地域クラブ活動の指導者に支払う謝礼については、1人につき、生徒を指導した時間（1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）に、1時間当たりの単価（1,600円を超えるときは、1,600円）を乗じて得た額を上限とする。

別表第2（第4条関係）

参加生徒数	地域クラブ活動の分野	補助基準額（活動程度別・1地域クラブ活動当たりの年額）			
		月4回程度	月3回程度	月2回程度	月1回程度
27人以上	スポーツ	616千円	504千円	391千円	279千円

	文化芸術	633 千円	521 千円	408 千円	296 千円
13～26 人	スポーツ	528 千円	435 千円	341 千円	249 千円
	文化芸術	546 千円	452 千円	360 千円	266 千円
5～12 人	スポーツ	387 千円	326 千円	265 千円	205 千円
	文化芸術	406 千円	345 千円	285 千円	245 千円

備考　この表において「参加生徒数」とは、補助対象期間における湖西市認定地域クラブの地域クラブ活動（土曜日及び日曜におけるものに限る。）に参加する生徒の延べ人数を補助対象期間の月数で除して得た数（その数に小数点以下の端数があるときは、これを切り上げた数）をいう。

様式第１号(第５条関係)

年　　月　　日

申請者　団体名
代表
住所
ＴＥＬ

(宛先) 湖西市長

湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付申請書

次のとおり湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金を交付されたく申請いたします。

記

1　補助事業の目的、内容及びその効果

2　交付申請額及びその算出方法
(1)　交付申請額　金　　円
(2)　算出方法

3　補助事業の経費の配分、経費の使用方法(収支の計画)

4　補助事業の遂行に関する計画(事業の計画)

5　補助事業に関して生ずる収入金の有無

6　その他

様式第２号(第６条関係)

第　　号

様

湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金として次のとおり条件を付して補助する。

金　　円

年　　月　　日

湖西市長

記

条件

1　補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
2　補助事業の内容の変更又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
3　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は当該事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けること。
4　湖西市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。
5　その他

様式第３号(第７条関係)

湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金概算払請求書

年　　月　　日

(宛先) 湖西市長

申請者　団体名
代表
住所
ＴＥＬ

年　　月　　日付け　　第　　号により交付の決定を受けた湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金として、概算払されたく次のとおり請求します。

1. 概算払請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

内訳	交付決定額	金	円
	概算払を受けた額	金	円
	今回概算払請求額	金	円

2. 振込先金融機関

金融機関名	
本・支店名等	
預金の種類	普通　・　当座　(該当を○で囲む)
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第４号(第７条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

湖西市長

概算払承認通知書

年　　月　　日付けで申請のありました湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金概算払請求書について審査した結果、下記のとおり概算払を承認します。

記

概算払をする金額

金　　円

様式第５号(第８条関係)

年　　月　　日

申請者　団体名
代表
住所
ＴＥＬ

(宛先) 湖西市長

湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、湖西市補助金等交付規則第 11 条の 2 第 1 項の規定により承認されたく申請します。

記

1　補助金等変更申請額　金　　円

2　変更の理由

3　変更計画の内容

変更事業ごとに補助金等の交付申請書の様式に変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

様式第６号(第８条関係)

第　　号

様

湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金として次のとおり条件を付して補助する。

年　　月　　日

湖西市長

記

1　変更決定額　　金　　円

2　計画変更の内容

3　条件

様式第７号(第９条関係)

年　　月　　日

(宛先) 湖西市長

申請者　団体名
代表
住所
ＴＥＬ

湖西市認定地域クラブ活動支援事業完了報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった事業が次のとおり完了したので報告いたします。

記

1　補助事業の内容、成果及び完了年月日
2　補助事業に要した経費の収支の状況及び補助事業により生ずる収入金
3　補助金の交付決定を受けた額
4　補助金の交付申請書と相違した場合はその理由
5　その他

上記報告事項について審査いたしました。

年　　月　　日

審査(検査)担当者

審査結果の意見

様式第8号(第10条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

湖西市長

湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付額確定通知書

年　　月　　日付けの補助事業等完了報告書を審査の結果、次の金額を湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金として確定いたします。

記

金　　円

様式第９号(第11条関係)

年　　月　　日

申請者　団体名
代表
住所
ＴＥＬ

(宛先) 湖西市長

湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付の確定を受けた湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金について、湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求額　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

内訳	交付決定額	金	円
	概算払を受けた額	金	円
	今回請求額	金	円

2. 振込先金融機関

金融機関名	
本・支店名等	
預金の種類	普通　・　当座　(該当を○で囲む)
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第10号(第12条関係)

第　　号

様

湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金返還命令書

年　　月　　日付け第　　号により、湖西市認定地域クラブ活動支援事業補助金として補助した金額につき、次のとおり返還を命ずる。

年　　月　　日

湖西市長

記

1　返還額　　金　　円

2　交付額　　金　　円

3　交付年月日　　年　　月　　日

4　返還の理由

5　返還期日　　年　　月　　日限り

6　返還手続

備考

1　湖西市補助金等交付規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受けたときは、交付年月日から納付の日の日数に応じ、返還額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付すること。

2　この補助金の返還命令書を受け、上記の返還期日までに納付しないときは、その翌日から納付までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付すること。